

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 2 月 13 日

島根県知事 丸山 達也

※本公告は令和 7 年度予算の議会における成立を前提としており、令和 7 年度予算の議決がない場合は契約を行わない。

1 入札に付する事項

(1) 件名

島根県人口移動調査票データパンチ入力業務委託

(2) 入札案件の仕様等

委託業務仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 納入期限

委託業務仕様書及び契約書に記載のとおり

(5) 納入場所及び数量

ア 納入場所

島根県松江市殿町 1 番地 島根県政策企画局統計調査課

イ 予定枚数

i 転入調査票	17,280 枚
ii 県外転出調査票	12,720 枚
iii 職権調査票	2,200 枚

(6) 入札方法

ア 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（1 枚当たりの見積り単価）から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を調査票毎に入札書に記載するものとする。

イ 落札の決定にあたっては、アの金額に予定枚数を乗じて得た額の合計額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とする。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）

を経営に関与させている者でないこと。

- (4) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）についての未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- (6) 島根県が行う物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (7) この入札に係る入札説明書の交付を受け、令和7年3月6日（木）午後5時までに入札参加資格確認申請書（様式第1号）を島根県政策企画局統計調査課まで提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与を受けている者であること。
- (9) 島根県内においてデータパンチ処理を行うことができる本社、支店又は営業所を有しており、突発的に生じた事態に対し、直ちに対応できる体制が整っていること。
- (10) これまでに島根県その他の地方公共団体とデータパンチ入力業務の契約実績があること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県政策企画局統計調査課 人口統計係
電話 0852-22-6076
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
本公告の日から令和7年2月26日（水）までの間、上記（1）の場所において交付する。（交付時間は土日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時までとする。）
- (3) 入札説明会
実施しない。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 令和7年3月18日（火） 午前11時
イ 場所 職員会館 教養室3
ウ 開札 即時
エ その他 郵送による入札は認めない。

4 資格審査の申請手続

- (1) この入札に参加をする者は、最初に入札説明書に規定する書類を添付のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 提出期限 令和7年3月6日（木） 午後5時
- (3) 提出場所 上記3（1）に同じ
- (4) 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（提出期限必着）
- (5) その他
ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とする。
イ 提出された申請書等は、返却しない。
ウ 提出された申請書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途には使用しない。

5 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積った契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要する。
- (7) 落札者の決定方法
島根県会計規則第62条の規定に基づいて設定された予定価格に予定枚数を乗じて得た額の合計額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した額の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (8) 不当介入への対応
入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県政策企画局統計調査課に報告するとともに警察に通報すること。
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (9) その他
詳細は、入札説明書及び委託業務仕様書による。